

島根県報

号外第八号

平成十五年二月十四日

(金曜日)

規則

目次

行政権限委任規則の一部を改正する規則
島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
〃 二

公布された条例等のあらまし

◇行政権限委任規則の一部を改正する規則(規則第五号)

一 規則の概要

1 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(一) 土壌汚染対策法に基づく次の権限

- (1) 第三条第一項の規定による土壌汚染状況調査の報告の受理
- (2) 第三条第一項ただし書の規定による確認
- (3) 第三条第二項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知
- (4) 第三条第三項の規定による報告又は報告の是正の命令
- (5) 第四条第一項の規定による土壌汚染状況調査及び報告の命令
- (6) 第七条第一項及び第二項の規定による汚染の除去等の措置命令
- (7) 第九条第一項の規定による土地の形質の変更に着手しようとする者の届出の受理
- (8) 第九条第二項の規定による土地の形質の変更に着手している者の届出の受理

(9) 第九条第三項の規定による非常災害時の土地の形質の変更をした者の届出の受理

(10) 第九条第四項の規定による第九条第一項の届出に係る計画の変更の命令

(11) 第二十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

(二) 土壌汚染対策法施行規則に基づく次の権限

(1) 第一条第二項の規定による土壌汚染調査の報告の延期申請の許可

(2) 第十二条第一項の規定による法第三条第一項ただし書の確認の申請の受理

理

(3) 第十二条第三項の規定による条件の付加

(4) 第十二条第四項の規定による土地の利用方法の変更の届出の受理

(5) 第十二条第五項の規定による確認の取り消し及び通知

(6) 第十二条第七項の規定による承継の届出の受理

二 施行期日

平成十五年二月十五日から施行することとした。

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則(規則第六号)

一 規則の概要

1 事務の効率化等を図るため、次のとおり本庁の部長等及び課長の専決事項を追加することとした。

(一) 土壌汚染対策法の規定による土地の所有者等に代わって土壌汚染状況調査を行い、及びその旨を公告すること等(別表第二関係)

二 施行期日

平成十五年二月十五日から施行することとした。

規則

則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第五号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和三十一年島根県規則第十四号）の一部を次のように改正する。
別表保健所の部水質汚濁防止法施行規則の項の次に次のように加える。

○ 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）

一 第三条第一項の規定による土壤汚染状況調査の報告の受理

二 第三条第一項ただし書の規定による確認

三 第三条第二項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨の通知

四 第三条第三項の規定による報告又は報告の是正の命令（第三十条の規定による協議を要するものを除く。）

五 第四条第一項の規定による土壤汚染状況調査及び報告の命令（第三十条の規定による協議を要するものを除く。）

六 第七条第一項及び第二項の規定による汚染の除去等の措置命令（第三十条の規定による協議を要するものを除く。）

七 第九条第一項の規定による土地の形質の変更に着手しようとする者の届出の受理

八 第九条第二項の規定による土地の形質の変更に着手している者の届出の受理

九 第九条第三項の規定による非常災害時の土地の形質の変更をした者の届出の受理

十 第九条第四項の規定による第九条第一項の届出に係る計画の変更の命令（第三十条の規定による協議を要するものを除く。）

十一 第二十九条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査

○ 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）

一 第一条第二項の規定による土壤汚染調査の報告期限の延長の許可

二 第十二条第一項の規定による法第三条第一項ただし書の確認の申請の受理

三 第十二条第三項の規定による条件の付加

四 第十二条第四項の規定による土地の利用方法の変更の届出の受理

五 第十二条第五項の規定による確認の取消し及び通知

六 第十二条第七項の規定による承継の届出の受理

附 則

この規則は、平成十五年二月十五日から施行する。

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年二月十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第六号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和四十五年島根県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二環境生活部の表環境政策課の項に次の一号を加える。

十二 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関する事務	1 法第四条第二項（法第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の所有者等に代わって土壤汚染状況調査を行い、又は汚染の除去等の措置を講じ、及びその旨をあらかじめ公告すること。 2 法第五条第一項の規定により、指定区域を指定すること。 3 法第五条第四項の規定により、指定区域の指定を解除すること。 4 法第三十一条第二項の規定により、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し協力を求め、又は意見を述べること。
-----------------------------------	---

附 則

この規則は、平成十五年二月十五日から施行する。